８道建第 119 号
令和８年（2026 年）11 月 19 日

国の行政機関　様

長野県建設部道路建設課長

未利用地・建物の情報提供等について（照会）

長野県道路公社は令和８年 12 月 25 日に解散を予定しており、今後活用予定のない公社所有の土地・建物（持分所有）について、売却等を検討しております。

売却等に当たっては、財産の利用形態から、行政機関（市町村、県、国）及び公共的団体による公用・公共用目的での活用を優先し、有償での譲渡もしくは賃貸を行うことを想定しています。

売却等を検討している財産の概要は【別添】のとおりです。活用について貴機関および所管している社会福祉法人等の公共的団体（※）に対して広く情報提供いただくようお願いします。

今回情報提供します土地・建物について、貴機関又は公共的団体において活用希望がありましたら、令和８年 12 月 25 日（金）までに、ご回答いただくようお願いします。

なお、回答期限以降に活用希望が生じた場合やご質問等ございましたら、随時、担当までお問い合わせください。また、譲渡の条件等（譲渡価格や賃貸料等）については、お問い合わせいただければ別途対応いたします。

（譲渡の場合は令和９年 12 月までの登記完了、賃貸の場合は令和 10 年４月からの賃借開始を想定しています。）

（参考）
■長野県ホームページ
URL：https://www.pref.nagano.lg.jp/michiken/yuuryou/20261116.html

※「公共的団体」とは、農業協同組合、森林組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、日本赤十字社、交通安全協会、老人ホーム、育児院等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会、教育会、スポーツ協会、青少年育成会等の文化事業団体、特定非営利活動法人（NPO）、又は町村会、土地改良連合会、土木振興会等の行政関連団体、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、学校法人、医療法人、社会福祉法人等の公益法人などの公共的活動を営む団体をいう。
なお、これらの団体は法人であるか否かを問わない。また、公益法人の行う事業であってもすべてこれに該当するとは限らない。

（問合せ先）
担　　当　道路建設課総務係　角田、望月
　　道路建設課計画調整係　太田、波多腰
電　　話　026-235-7304　（内線 3414）
電子メール　michiken@pref.nagano.lg.jp